

江東区町会・自治会環境対策事業補助金のお知らせ

＝ 裏 面 も ご 確 認 く だ さ い ＝

この事業は、町会・自治会の皆様が実施する環境対策事業の経費の一部を補助することで、区民の環境にやさしい生活の実現と、地域コミュニティの振興に資することを目的としています。

1. 補助対象者

江東区と事務委託契約を締結している町会・自治会



2. 補助対象経費

- (1) 環境保全に関する講座・講演会等の講師謝礼 ※講師謝礼基準があります。
- (2) 町会・自治会が独自に実施する、「江東区の清掃関連施設」及び「環境対策事業に取り組む民間企業」へのバス勉強会（見学会）の次の費用

①バス借上げ代金 ②移動に係る高速道路料金、有料道路料金及び駐車場料金

※バス旅行というだけでは補助の対象にはなりません。

施設見学をおこない、リサイクルや環境対策の勉強会であることが必要です。

※防災関連の施設見学は対象外となります。

※判断に迷う場合は必ず事前に担当までご相談ください。

主な環境対策施設（清掃関連施設・再生可能エネルギー関連施設・ISO14001取得工場など）

『えこくる江東』『東京スイソミル』『がすてなーに』『新江東清掃工場』『中央防波堤埋立処分場』（江東区）

『調布市多摩川自然情報館』『青梅市リサイクルセンター』（東京都）

※対象施設について不明な点はお相談ください

- (3) 町会・自治会が独自に主催する行事において使用する以下のもの

①リユース食器の使用料

②発泡スチロールのトレイ・どんぶり等購入費

※使用後は洗浄し、必ず「発泡トレイ・発泡スチロール」の資源ごみとして出してください。

燃やすごみとして出した場合は補助対象外です。申請時に廃棄報告書をご提出ください。

様式は区HPからダウンロード又は別途お送りしますので、5.担当までご連絡ください。

3. 補助金の額

- (1) 同一町会・自治会に対し、同一年度内で6万円以内（ただし予算の範囲内とします。）
- (2) 補助金の額は 1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てます。
- (3) 同一町会・自治会に対する補助金の交付は、同一年度内で1回に限ります。

4. 交付の申請受付

補助金の交付を希望する場合は、事業実施後、「江東区町会・自治会環境対策事業補助金交付申請書」に、事業内容が分かる書面（参加者募集チラシなど）と、領収書（原本）及び明細書等を添付して提出してください。

※発泡スチロール使用の場合は廃棄報告書もあわせてご提出ください。

※チラシには、リサイクルや環境対策の見学会（勉強会）であることを必ず明記してください。

※領収書等は、発行年月日が令和6年1月1日～令和6年12月31日までのものとします。

令和7年1月1日以降のものは次年度に申請してください。

※申請書等の記入には、**消せるボールペンは使用しないでください。**

受付期間 令和6年11月1日（金）～令和7年1月10日（金）

審査期間 令和7年1月14日（火）～令和7年1月31日（金）

補助金交付 令和7年3月中旬頃 予定

※審査後、適当と認められたものは交付を決定し、請求の手続きをしていただきます。

なお、審査の結果、不適当と認められたものは却下となる場合もありますのでご了承ください。

事業の実施から補助金交付まで

＝ 裏面もご確認ください ＝

○ 補助対象期間を1月から12月といたします。

